

平成22年度第11回 税制調査会議事録

日 時：平成22年11月18日（木）18時00分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○五十嵐財務副大臣

それでは、少し集まりがよろしくないようですけれども、時間ですので、ただいまより税制調査会を開催いたします。本日は主要事項のうち、納税環境整備、雇用促進税制等について審議を行います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、まず納税環境整備について審議を行います。

納税環境整備プロジェクトチームにおける検討の状況について、PT座長であります私から御報告をいたします。資料1「納税環境整備PTにおける検討状況について」を御覧ください。

納税環境整備PTは、納税者権利憲章の制定、国税不服審判所の改革、社会保障・税に関わる番号制度の導入などについて検討し、平成23年度税制改正に盛り込むべき事項等を取りまとめ、税制調査会に報告する役割を担っているところでございます。

資料1は10月以来、これまで6回にわたり開催してきたPTにおける議論の結果、合意に達した内容を踏まえ、税制調査会への中間報告用として作成したものでございます。最終的な納税環境整備PTの報告書は、できれば今年25日に開催予定の税制調査会全体会合において御報告したいと考えております。

以下、これまでのPTの議論において結論がまとまりました項目について御説明いたします。

まず1ページ目の「納税者権利憲章の制定と国税通則法の改正」でございます。納税者権利憲章の制定につきましては、昨年の大綱におきまして早急に制定するとされているところでございます。

PTといたしましては憲章は納税者の立場に立って、複雑な税務手続を平易な表現でわかりやすくお知らせする、との基本的考え方に立って策定をすること、国税に関する基本的・共通的事項を定めている国税通則法に憲章を策定することについての根拠規定を設け、併せて憲章に記載すべき事項を法定することとしてはどうかと考えております。

具体的には、一連の税務手続を、一覧性のある形で法令用語に縛られずにお知らせすることとし、①納税者が受けられるサービス、②納税者が求めることのできる内容、③納税者に求められる内容、④納税者に気をつけていただきたいことといった内容について、納税者の権利・義務をバランスよく記載することとしてはどうかと考えております。

更に国税通則法について、まず目的規定を改正し、納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にする。そして税務調査手続を始め、今般見直しを行う各種税務手続の明確化等に関す

る規定を同法に集約する。更に法律名が改正後の法律内容をよく表すものとなるよう、変更を検討するといった改正を行うこととしたいと思います。

これにより、昭和37年の国税通則法制定以来、最大級の改正を行うこととなります。

なお、地方税については、地域主権改革の観点を踏まえ、各地方団体において適切に対応することができるよう、情報提供を行うこととしたいと思います。

次に、3ページの「租税教育の充実」でございます。これは中野民主党税制改正PT座長からの御提案を受けて、本PTにおいて議論を行ったものでございます。

国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利と義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会の在り方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要でございます。

租税教育については、現在、国税庁や税理士会などによって小学校や中学校を中心に実施されているところでございますが、租税教育を一層充実させるためには、社会人となる手前の高校や大学での教育や、教員等に対する意識啓蒙に一層努めることが重要との議論が行われました。

4ページ目の「税務調査手続の明確化・法制化」についてです。

これについては従来、国税庁の通達で行われてきた調査の事前通知や調査の終了手続について調査の透明性、納税者の予見可能性を高める観点から法律上明確化を図ろうとするものです。

まず税務調査に先立ち、原則として文書で事前通知をすることとしたいと思います。ただし、正確な事実の把握を困難にするおそれ等があると認められる場合は事前通知を行わないこととしております。

また、調査終了に当たり、調査結果を簡潔に記載した文書を納税者に交付するなど、調査終了時の手続や、物件の預かりや返還等の手続についても法律上明確化することとしたいと思います。

なお、地方税については、地域主権改革の観点を踏まえ、各地方団体において適切に対応することができるよう、情報提供を行うこととしたいと思います。

6ページ目は「理由附記」でございます。

これまで理由附記は一部の処分についてのみ実施されてきたところですが、今後は原則として、すべての処分について理由附記を実施することとしたいと考えております。

その際、個人の白色申告者に対する理由附記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施することとしたいと考えております。

なお、地方税については、地域主権改革の観点を踏まえ、各地方団体において適切に対応することができるよう、情報提供を行うこととしたいと思います。

次は、7ページ目の「番号制度」でございます。

番号制度につきましては、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実、負担の公正性の担保等に不可欠なインフラであり、可能な限り早期に導入することが望ましいという

ことを確認いたしました。

また、番号制度の早期導入に向け「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」が中心となり、具体的方向性を明らかにし、早急に制度設計に着手することも期待したいと思っております。

税の立場としましても、実務検討会をバックアップする一方で、税務面における番号制度の有効活用に向けた方策、例えば法定調書の拡充や電子データでの提出、プライバシー保護の徹底等については積極的に検討を進めることとしたいと考えております。

最後の8ページ目でございます。

「更正の請求」「国税不服審判所の改革」につきましては、現在PTにおいて審議しているところでございます。

なお、最初にも申し上げたとおり、最終的な納税環境整備PTの報告書については、できれば今月25日の税制調査会全体会合において御報告したいと考えております。

以上、納税環境整備PTにおける、これまで合意に達した内容を簡単に御説明させていただきました。

今般の見直しは、納税者の立場を十分に踏まえつつ、適正課税の観点にも配慮した、過去最大級の税務手続法制の見直しとなり、納税環境の整備・改善に大きく寄与するものと考えられます。是非こうした趣旨をお酌みいただき、PTにおける見直しの方向性に御理解をいただければと存じます。

続きまして、16日の要望にない項目等で御紹介した項目のうち何点かをここで改めて御紹介したいと思います。この点については事務方から説明をさせます。財務省、お願いします。続いてその後、総務省からお願いします。

○江島主税企画官

主税局の主税企画官の江島でございます。お手元の資料3をお願いいたします。「資料（納税環境整備）」でございます。

おめくりいただきまして、まず1ページの「事前照会に対する文書回答制度の見直し」でございます。

納税者サービスの一環といたしまして、納税者の方からの事前照会に対する回答を文書で行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引を行う他の納税者に対して予見可能性を与えるという趣旨で行っているものでございます。

真ん中の絵でございますが、左側の事前照会者が、①の個別の取引に係る税務上の取扱いを事前に税務当局に照会いたします。

これを受けまして、当局では回答をいたします。この回答は、原則3か月以内の極力早期に行っているという状況でございます。

回答がなされた後、右側の③で、他の納税者の方にとということで照会内容、それから回答内容を国税庁のホームページに公表するというところでございますが、下の※にございませうように、経済上の秘密の保持などの相当な理由があれば最大180日間、公表を延長するという

取扱いにしているところでございます。

これにつきまして上の箱でございますが、問題点ということで最初のポツで、回答の可否の可能性や回答時期の見通し等について、照会した方へ連絡する制度がないという問題点。

あるいは下の、回答内容等の非公表期間について、最大 180 日間ということでは経済上の秘密が保持できず、回答手続の活用をちゅうちょしてしまう。利用者から、非公表期間のさらなる延長をしてくれという要望があるところでございます。

下の方で、見直しの方向性でございます。

左下の箱ですけれども「回答時期の見通し等の連絡」ということで、現行は何もないわけでございますが、見直しの方向として、照会からおおむね一月以内に、回答の可否の可能性、あるいは回答時期の見通しなどについて口頭で御連絡するというところで、不意打ちを防止するというところをはいかがかという点が1点。

それから、右側で「回答内容等の非公表期間」ですが、これは最大 180 日間ということではなく、照会者が非公表を求める期間のうち、相当と認める期間、最大1年間程度を目途に、経済上の秘密の保持という点で見直しを行ってはいかがかという方向でございます。

続きまして2ページ以降でございますけれども、罰則の強化ということで2点お諮りしたいと存じます。2ページに「最近の不正事案(例)」ということで2つ掲げさせていただいております。

上の○で、FX取引を行っていた者が、10億円の運用益があるにもかかわらず全く申告していなかったという例がございました。

⇒の後ですが、この脱税犯(現行10年以下の懲役もしくは1,000万円以下(情状により脱税額以下)の罰金またはこれらの併科)として、これは処罰できないということで、これは偽りその他不正の行為があれば脱税になるわけでございますけれども、これがないということで脱税として扱われず、結局、これは裁判になって、判決は単純な申告書の不提出罪という秩序犯がございまして、1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということで、懲役1年の判決となったという事例がございました。

下の○で、これは消費税でございますけれども、消費税課税事業者が、架空の無形資産を高額で仕入れたように装い、約100億円の消費税の還付を受けようとして申告書を提出いたしましたが、税務署の方で不正に気がついて還付を留保したという事案がございました。

これは実際に還付金を受けていけば不正還付、脱税ということで処罰できますが、これは途中でとまってしまったということで、未遂に処罰規定がございませんので処罰不可という状況になっているわけでございます。

次の3ページでございます。「申告書不提出事案及び消費税の不正還付事案の推移」です。

これは査察の告発件数が上に出ておりますが、大体年間150件程度で推移しておりますけれども、今、申し上げた申告書不提出事案はこの程度でございますが、この内訳で、偽りその他不正の行為がなく脱税犯として告発できなかった者も近年ちらほら出てきているということでございます。

下の消費税の不正還付事案もかなりございます。この裏に未遂も潜んでいるのではないかと推察されます。

続きまして、4ページで「消費税の還付申告に対する実地調査の状況（法人）」でございます。

消費税の申告件数は、平成20年度で約200万件ございますけれども、その下で、うち還付申告件数は12万件でございます。

その2つ下で、これは実際に調査を1万1,000件程度やりましたが、その下でございます。うち不正計算のあった件数ということで、1,000件を上回るものがあるという状況でございます。

以上の状況を踏まえまして、5ページで「租税罰則の見直しについて」ということで、見直しの案の方向性でございます。

右側の「見直しの方向性」で、最初の類型で、故意の申告書不提出による脱税。これは税を免れる故意をもって申告を行わず、税を免れる結果を発生させた罪を創設することとしてはいかがかということでございます。偽りその他不正の行為がないということで脱税犯には問えないわけですが、かといって単純な申告書の不提出ではなく、やはり税を免れる故意があるという場合、この両者のバランスを取る形で新しい罰則を創設してはいかがかというのが1点目です。

それから、右下でございますけれども、消費税の不正還付の未遂で、これは不正な還付請求に厳正に対処し、消費税への信頼を高めていくという観点からは、この消費税の不正還付の未遂というものを処罰する規定を創設することとしてはいかがかという御提案でございます。

国税からは以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、続いて総務省、お願いします。

○青木企画課長

総務省自治税務局企画課長の青木でございます。お手元の資料「納税環境整備〔地方税〕」に基づきまして、地方税の罰則の見直しについて御説明申し上げます。平成22年度税制改正におきまして、国税におきましては罰則の全般的な見直しがなされました。しかしながら、地方税については見直しを行えてなかったことから、現時点で1ページの表にありますように地方税における罰則と国税における罰則の間で、バランスを失する状況になっていることから、地方税に関する罰則について国税との均衡に配慮しつつ、23年度税制改正において引上げ等の見直しが必要であると考えているところでございます。

また、先ほどの国税において罰則の強化の御説明がございましたけれども、そうした対応をされる場合、この国税の見直しと併せて所要の措置を講ずる必要があるものと考えているところでございます。

説明は以上であります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。これらについても、23年度において改正を予定しております。是非御議論をいただきたいと思います。

以上、納税環境整備に関する諸課題について御質問、御意見等があれば、どなたからでもどうぞ御発言ください。

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

幾つかあるんですけども、まず納税者権利憲章なんですけれども、これは法律に根拠規定を設けて、あとは徴税当局がつくるような仕組みにはなっているんですけども、その中身が妥当であるのかどうかということ、一体だれが判断するのかということを見ると、そこには国会の関与とかいうようなものがあるべきではないかと。課税当局がつくったら、それで中身についてだれも変えられない、課税当局以外は変えられないという仕組みは、それでいいのかという問題意識を持っています。その点について、どうお考えかということです。

4ページの「税務調査手続の明確化・法制化」のところですけども、原則として文書で事前通知、ただし、こういう場合は事前通知は行わないというふうになっているんですけども、これも多分このままでいったら今までとほとんど変わらないような調査実態になってしまうのではないかと思います。やはりただし書きの部分についても、その判断の妥当性を、どこかで事後的なものでもいいからチェックする仕組みが必要ではないかと。事前ということは多分あり得ないんでしょうけれども、事後のチェックが必要ではないかと思います。

7ページの「番号制度」ですけども、四角で囲ったすぐ後ろの「○番号制度は、」というところですけども、③に「国民の利便性の更なる向上を図るために不可欠なインフラ」としているんですけども、番号制度というのは2つ意味合いがあるかと思っていて、1つは社会保障・税の番号というのは強制的に付与していくべき番号であって、これはある意味では課税の公平とか社会保障の受益の公平とか、これがなければだめだということなんだけれども、利便性の向上につながる番号制というのは、強制的に付与するのではなくてその利便性を求める人たちが使えるような番号ではないかということで、こここのところで税と社会保障の番号で③のような位置づけを与えるのはおかしいのではないかと思うので、そのところを議論させていただきたいと思います。

先ほどの資料で、事務当局から説明していただいた最後のページですけども、5ページの租税罰則の見直しのところですけども、新しくつくる「税を免れる故意をもって申告書を提出せず、税を免れる行為」とあるんですけども、これは単に不提出ということと、どこで、どういうふうに区別できるのか疑問に思っていて、ほとんどが偽りその他を不正の行為は伴わないけれども、税を免れる故意を持って出してないのではないかと思うものですから、むしろただ単に罰則を強化するものでは理論的には余り変わらない気がするので、その辺はどういう区別をされているのか、実態としてどんなふうに区分けして、その結果と

してどのぐらいどっちに行くのか、どっちがどっちに行くと考えているか教えていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。まず、本日は中間報告で、すべてが出ておりませんが、そういう御理解もあるかと思いますが、この権利憲章につきましては、単に現在の国税通則法に権利憲章を制定するという根拠だけを書いて、あとは国税当局が全部決めるということではなくて、国税通則法の中にできる限り一つひとつ内容を盛り込んでまいります。結果として、その他の法令も含めた一覧表のようなものはつくりますけれども、それとは別にそれぞれの項目については課税当局だけが勝手に決めるということではなくて、法律になりますので法改正で国会の審議をいただくことになります。

調査手続の妥当性について、事後チェックをできるようにというお話でございました。これについては、不服申立てや審判制度という整備も行いますので、これはそちらの方で担保できるのかなと思います。

番号制度については、参与の方から。

○峰崎内閣官房参与

番号の方は、実は今、内閣の下で「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」が発足いたしまして、既にパブリック・コメントにかけていたものがあるわけです。そのパブリック・コメントをかけた中で、一番多かったものがスウェーデンを中心とした北欧型の税・社会保障だけではなくて、市民サービスのところまで含めてやる方がいいのではないかという声が、寄せられた中では一番多かった。これはもうパブリック・コメントを全部公表していますので、見ていただきたいんですが、その意味で3番目に入っている中身については、民主党時代、これまで我々が言っていたのは、どちらかというと税と社会保障のうち、現金給付あるいは現金の絡むもので、現物サービスのサービス内容のところは触れないものがないということ、野党時代には提起をしておりましたので、今の御指摘は多分そういうところにまず限定して進めるべきではないかということでは、これもまだ最終的に決めていませんが、こういうが一番大きかったことはあるけれども、当然のことながら税と社会保障をまず先行させて、日本の政府に対する国民の信頼が高まってこない限り「国民の利便性の更なる向上を図るために不可欠なインフラ」だと幾ら言っても、これはできませんので、今、御指摘のあったように、まずは税・社会保障をきちんとやっという方向にほぼなっていくのではないかと思います。

これは引き続きこの検討会で、この間1回副大臣クラスで集まっていたいただきましたけれども、今、中間報告をとりまとめる方向で準備しておりますので、一応そういう段階を踏む方向になるだろうということ、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

4点目のほ脱犯と単なる不申告との違いということですが、例えば実例でございますけれども、20億円を超える金融取引による利益を上げた方が申告しなかったと。これは、忘れて

いたとか、知らなかったということではなくて、申告をしないで免れた、税がかかることを多分承知の上で免れたということなのですが、こういう例を意図的な脱税かどうかというのはなかなか立証が難しく、ただの不申告、無申告だったということで、これまでは処理されてきた例があるということで、その間を埋める必要があると理解していますが、全般に今4点いただきましたけれども、税務当局の方から補足説明をしてください。

○江島主税企画官

最後の故意の申告書不提出犯と単純な申告書を出さなかった、いい例かわかりませんが、1つの例といたしましては、例えばFX取引の件でございますけれども、10億に及ぶ利益がありながら申告していなかった。これは結局納税義務の認識、申告義務があるという認識があったか、なかったかという点が一つ論点になってくるかと思いますが、例えば納税者の方がFX取引会社の担当者とのやり取りの間で、FX取引については申告する必要があるという説明を受けていたかどうか。あるいはそういった取引会社では顧客に対する説明の際には必ずFX取引の課税上の説明資料を交付し、説明を行っているという実態があるかどうか。あるいは納税者の御自宅で確定申告の解説書であるとか、FX取引に係る課税上の説明書等の物証が発見され、また当物証の該当箇所にラインマーカーが引かれているとか。そういった事実についての証拠収集を行った上で納税義務があるかどうかの認識の立証を行う。こういうことが維持されれば故意があるということで、この新しい罰則に問えるのではないかと考えてございます。

○五十嵐財務副大臣

今の平岡さんの質問に対して、補足がありましたら、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

事前通知を行うものに関して、例外的なものにどのようなものがあるのかということですが、具体的なことに関しては通達で記載をさせていただき、より明瞭にしていこうと思っております。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○平岡総務副大臣

先ほどの五十嵐さんの御説明で行くと、多分憲章というものは、形は憲章という形で国税庁がつくるのかもしれませんが、実態的な中身は国税通則法に全部書かれているということのことをわかりやすく書いていただけというような位置づけのように聞こえたんです。ただ、そうであるならば、別に法律として、その書いたことを憲章として位置づけるということで、後はそれをわかりやすくするのは国税庁が既にやっている話ですから、それをあえて憲章というふうに位置づけなくてもいいのではないかと。

我々が昔、納税者権利憲章というものをつくりましょうということで取りかかってきたときは、まさにこの憲章そのものを法律化できないかということでやってきた話ですね。だから、実態的な規定が、憲章にふさわしい規定が法律の中に書かれるのであれば、むしろ憲章

そのものが法律であり、それをわかりやすくしたのは国税庁さんがおつくりになった憲章の解説とか憲章の手引きみたいなものでもいいのではないかと、私は印象としては受けました。

それから、2点目の税務調査の話ですけれども、これは私が言ったのは趣旨が違って、多分これでやったら今までとほとんど変わらない調査のやり方ではないかと。私も弁護士でやっていたときに、国税不服審判所にやはり税務調査で、納税者の方々から調査のやり方に不満があるんです。こんな調査のやり方は非常にひどいということで、不服審判所への申立ての中にも、そういう手続が非常に非人権的であったとか何とか書いて出すんですけども、はっきり言って、その判断をされたことは一度もないですね。

ただ、今回、国税不服審判所の見直しも一緒に行われるということなので、そういう体制が変れば、そういう手続的なことについておかしかったということについては、もっと丁寧に審査されるのかもしれないけれども、私が言いたかったのは、そういう不服審判所の手続ということがどうなるかわからない中で、このただし書きの規定によって、事前通知を行わないでやったものについても、多分こういうことはあり得るだろうと私も思います。あり得るけれども、課税処理が終わった後にその事前通知がなかったことについての妥当性というものちゃんとチェックする仕組みを法律の中に埋め込んでおくべきではないだろうかということ。それによって初めて私は適正な運営が行われるのではないだろうかと思う。そういう問題提起だと思います。

○五十嵐財務副大臣

私の説明の仕方が悪かったのだと思いますが、まさしく根拠規定を書くだけではなくて、法律にほとんどの部分を書き込むと言っているんです。その上で法律以外のもっと細かい法令、政令、省令あるいは通達に及ぶ部分まで含めて、改めて別途わかりやすいものをつくりますと言っているわけで、まさに新しい国税通則法は名前も変えますし、まさに納税者の権利を守るための法律に衣替えするんですということを申し上げているんです。

中野先生、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

この説明で私はおおよそ納得をしております。もう一つ後押しする意味で、番号制度について。構造等を見ますと、いろいろなPTだワーキングチームだとたくさんできていて、どれが本当でいつになるのか、ものによっては慎重論があって、延びるような報道がなされたりしております。ややこしくてしょうがない。

党の方としても今日議論をしましたけれども、少し後押しさせていただきたいと。もういろいろな作業を随分何年間も繰り返してやってきて、パブリック・コメントまでやって、言えるならば潮時を迎えているんだらうと。ずるずるといつまでも伸ばしていると、肝心要の社会保障その他、行政サービスそのものもいつまで経ってもらちが明かないという状況が生まれてくるわけですから、そういう意味では、ここには積極的に検討を進めるとか書かれておりますが、これについてはより一層、内容的に決断をするという時期を迎えているんだらうと。もう少し突っ込んだ内容のものを最終的に党の方としては提起をさせていただきたいと

思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

○笹木文部科学副大臣

これは今のテーマではないですが、租税教育の充実について、3ページについて。一応この重要さはわかっております。それで学校教育においても、小中学校の社会科とか高等学校の公民科において、租税の意義と役割、国民の納税の義務に関する授業、教科書そのものも、あるいはこうした行政サービスが税金によってなされていると、賄われていると。そんなことも勿論教育しています。

ただ、今お話も聞いていて感じたのは、歳入と歳出、行政サービスもそうですが、あるいは財政も含めて、税の使われ方も含めて、一体でやはり教育を受けるようなことが更に必要になっているのかなと、そんな印象を持ちました。そういうことをしっかりやっていくべきだと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。どうぞ。

○小川法務副大臣

総務副大臣から指摘がありましたが、不申告罪ですけれども、これは外形的に何らの行為がない、不申告を犯罪行為とするわけですから、非常に慎重に扱う必要があるのではないかと。忘れていたとか解釈が違うとか、そういったことで申告しなかった人は犯罪とはならないで、故意があった人だけが犯罪になるわけですが、その故意の認定というものは大変難しい。したがって、納税者に対して必要以上の負担を与えますとか、あるいは刑事司法の場では白を白と認めているとか、人権侵害に当たるとかいう要素も十分あり得るので、慎重にその点を考える必要があるのではないかと。

その例で、FXで10億円をとるという例が出ました。こういった事態に対応できないといいますが、判決を見ると執行猶予になっているんです。だから従前の刑で、必ずしも余りにも不合理なほど対応できなかったということの例ではないのではないかと。むしろ、税を免れた場合には、税本来の重加算税とか、そうしたところの制裁もあるわけですから、いたずらに刑罰を引き上げるという方法だけに頼らなくてもいいのではないかとということで、何が何でも反対ということではありませんが、そうしたことには配慮して、慎重に議論をしていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。

○峰崎内閣官房参与

先ほどの平岡副大臣の質問に関連して、非常に面白いポイントを突かれているなと思って、昔、我々が野党時代に、国税通則法の改正をもって納税者権利の拡大というふうに、法案まで出したことがありましたね。

今回は、先ほど五十嵐副大臣からあったように、国税通則法という名前も名称も変えようと。そして、そこの中に、いわゆる権利憲章に該当する権利なり、義務も勿論あるんですが、そういうものの根拠規定を国税通則法の中に入れましょうと。多分、国税通則法の第1章のところも変えなければいけないですね。保護規定というか、権利の保護の問題も、そういう意味で大改正を実はやっているんだという意味で、私は大変大きな改革だと思っています。

おっしゃられたことで、権利だけを引っ張り出して、これは権利法として引っ張り出せという意見もあるんですけども、私は、やはり国税通則法の中に権利の条文を入れ込んで、そして、単なる作文上の憲章ではなくて、法律の実態を伴った、それに対応した憲章ができ上がってくるということで、整理をするのが一番いいんじゃないかなと思っています。

そういう意味で、先ほども手続のところ、まだ、後の憲章なんていうのも、それはやはりこの権利憲章全体というか、国税通則法全体の改正だとか、不服審判所制度の改正の問題だとか、全体を通して、そこは後で見ていただくという形になるんじゃないかと思っています。私は、今回はやはり先ほど副大臣がおっしゃったように、本当に根拠規定を置いて、通則法を改定して、そこに入れ込むことの意義を理解していただきたいし、そこにきちんと権利の条項を、国民がだれしも等しく持っている権利なり、税に絡む権利を、やはりそこにきちんと入れていく必要があるのかなと思っています。そういう形で言うと、世界を見渡してみても、納税者権利憲章というか、権利が法定上なかったと言うのは、先進国では日本くらいで、ドイツもないと言われたけれども、国税通則法の中に、実は全部その権利の条項が入っておりますので、そういう意味で、やっと先進国並みに追いついたのかなという感じがしているんですけども、そういった点で、25日くらいにはトータルのもが出てくるんだろうと思うんですけども、是非、そこも含めて評価をしていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。事務方補足ありますか。

○江島主税企画官

ありません。

○五十嵐財務副大臣

それでは、いただいた御意見を踏まえて、どのような対応が可能か、更に検討させていただき、改めてお諮りもいたしたいと思えます。

次に、雇用促進税制等の議題に移ります。

雇用促進税制につきましては、PTにおいて議論を進めているところでございますが、私がPTの座長を務めておりますので、私から検討の状況を御報告いたします。

資料がございますので、経過報告と書いてあるものがあると思うんですが、取り出させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。9月10日に閣議決定された経済対策において、雇用を基軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる、企業の環境関連の設備投資、技術開発等を推進するための税制上の措置を講ずる、税制調査会

に雇用促進税制等の検討を行うプロジェクトチームを設置し、早急に議論を開始すると、決定されたことを受け、財務省と総務省の副大臣及び政務官、内閣府、厚生労働省、経済産業省の副大臣をメンバーとする雇用促進税制等PTを設置いたしました。

雇用を促進するための税制上の措置につきましては、10月中は雇用の現況及び雇用対策、既存の雇用関連租税特別措置等、雇用促進税制の外国事例などの検討の基礎となる事項を研究するとともに、団体ヒアリング（経団連、日商、連合、中小企業家同友会、日本オンラインゲーム協会）を行いました。

また、11月12日のPT会合におきまして、関係省庁から具体案を提示していただき、議論を行いました。環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置につきましては、経済産業省所管で要望されているグリーン投資減税につき議論を行いました。

雇用促進税制につきましては、まず、2ページ目の雇用の現況などにつきましては、事実事項でございますので、事務方から、まず、説明をさせます。

○白石企画官

主税局税制三課の企画官の白石と申します。

お手元でございます、「雇用促進税制等PT経過報告（参考資料）」の資料に沿って御説明申し上げます。

まず、2ページ目を御覧ください。

現下の厳しい雇用情勢につきましては、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況でございます。完全失業率は、9月時点で5.0%、有効求人倍率は0.55倍と、依然として厳しい水準です。

3ページ目は、正規雇用者とパート、派遣、契約社員などの非正規雇用の動向を示しております。

実数ベースで見ましても、近年、正規雇用者数は減少しておりまして、非正規雇用も2009年には減少に転じております。

4ページ目では、女性の年齢別就業率の各国比較の表です。黒い四角は日本を示しておりますが、このカーブは30歳代に落ち込み、40歳代以上にまた上昇していると、いわゆるM字カーブ問題と呼ばれているものです。

5ページ目は、障害者雇用の状況でございますが、障害者実雇用率は、21年段階で1.63%と相当程度上昇はしておりますが、法定雇用率1.8%を達成した企業割合は、まだ半分以下という状況です。

6ページ目は、既に先般御紹介済みの資料ですが、法人税の欠損法人割合の状況を示しております。全法人ベースでは7割、大法人では5割が欠損法人であるという状況です。

7ページ目は、会社とか団体、官公庁などに雇われている役員を除く雇用者の地位や雇用形態について、90年代後半からの構造変化というものを示しております。

この10年間で、雇用者に占める正規雇用者の比率は10%程度下がり、その分、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員などのうち、期限の定めのない契約によって雇用されてい

る常用・非正規の社員が同程度上がっているという状況がお分かりいただけるかと思えます。

8 ページ目の資料で、正社員と言われるものの定義の問題等について御説明致します。

まさに、雇用政策面では、正社員などの正規雇用の増加が課題とされておりますが、その厳密な定義は非常に難しく、各種の統計調査におきましても、勤務先での一般的な呼称あるいは雇用主・雇用者の認識に依拠している状況です。

したがって、雇用者数の把握を行うに当たっては、制度的に利用可能な雇用保険の被保険者数のデータを用い、これを企業の常用雇用者数の近似値として取り扱うということが考えられるかと思えます。

9 ページ目は、人を雇うときに、雇用主が行う行政手続を簡単に図示しております。

まず、企業の常用雇用者数というのは、企業会計上は明らかになりません。したがって、税務署がある企業の雇用者数の増加を把握するためには、人を雇用する際に行う行政手続を利用して、何らかの方法で雇用者数を計測する必要があるわけです。

今回、厚生労働省からは、雇用保険の一般被保険者数を利用する案の御提示がありました。

10 ページ、11 ページは、時間の関係で割愛させていただきます。

12 ページは、内閣府の経済社会総合研究所が、上場企業に毎年アンケート調査をしている結果を示しています。

本年1月に集計した結果では、過去3年間でどれだけ従業員数を増加あるいは減少させたかを聞いております。

回答によれば、10%以上、すなわち左の表の上2つでございますが、この和が10%以上の従業員数を増加させたという企業は、製造業、非製造業ともおおむね合計10%程度以下というふうになっています。

13 ページ目を御覧ください。こうした大規模な雇用創出企業が全体の雇用創出のうち、どの程度の雇用をつくり出しているのかという点が非常に重要かと思われれます。この点に関しては、京都大学の照山教授と、東京大学の玄田教授が、2002年という景気低迷期における、雇用統計のデータを精査した学術研究を御紹介いたします。

この2人の先生は、雇用関係統計の特別集計を行いまして、事業所別に雇用を増加させた事業所と、減少させた事業所を振り分け、事業所の構成比と雇用創出への量的な寄与度を計測いたしました。

結果は、右の下の欄にございますが、年間10人以上雇用を増加させた事業所は、全事業所の2.9%、雇用創出事業所の9.8%にすぎないところでございますが、それらのわずかの企業が雇用創出全体の36.7%をつくり出していたとされています。

また、雇用消失についても同様に一部の限られた事業所が大量に雇用を消失させていたという結果が得られております。

14 ページ以下は、P Tにおきまして使用されました雇用促進税制の外国事例を御紹介してございます。

また、21 ページ以下に雇用促進税制に関する厚生労働省の御提案、25 ページ以下からは、

環境投資促進税制に関する経済産業省からの御提案が添付されております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

次に、もとのPT経過報告の方にお戻りいただきたいと思っております。3ページ目「(2) 団体からの意見」につきまして御説明をいたします。10月27日の第3回雇用促進税制PTにおきまして、経団連、日商、連合、中小企業家同友会、日本オンラインゲーム協会のヒアリングを実施いたしました。中小企業や創業企業に対する優遇措置を設けるべきだとの意見、成長産業を支援すべきだとの意見など、多様な御意見を伺ったところでございます。

4ページ「(3) 制度設計に当たっての基本的な考え方」を御覧ください。雇用促進税制の役割でございますが、11月12日の雇用促進税制PTにおきまして、制度設計に当たっての基本的考え方を議論いたしました。大方の意見が一致した点について御説明を申し上げます。

①雇用促進税制の役割につきましては雇用の受け皿となる成長企業を支援し、雇用が拡大することにより消費需要が刺激され、成長につながる好循環を実現するというマクロ経済的な効果を発現させるため、本税制措置を成長企業の雇用拡大を支援するものと位置づけたいと考えております。このように位置づけることにより、黒字法人にのみ効果の及ぶ税制上の措置と、就職困難者等の支援や厳しい状況下での雇用の維持が中心となっており、赤字法人にも効果の及ぶ歳出措置である助成金との役割分担を、明確にできるのではないかと考えております。

②雇用促進税制の大枠について御説明をいたします。経済対策を踏まえ、雇用促進税制の大枠は、雇用を一定以上増やした企業に税制上の優遇措置を付与することとしてはどうかと考えております。なお、経済対策におきましては健康環境分野等を始めとする雇用の創出とされておりますが、成長する企業を支援する措置と位置づけることにより、結果として多様な成長分野を対象とし得るものと考えております。

正規雇用化に関しては労働法制上、正規・非正規雇用を定義しておりません。実務上も個別企業の正規雇用者数の確認が困難でございます。そのため、雇用関連の代表的制度である雇用保険の一般被保険者を、常用的な雇用ととらえることとしてはどうかと考えております。ただし「雇用の質」の向上の観点から、支払給与額等の一定の要件を付加する必要があるのではないかと考えております。育児支援及び障害者雇用については、別途きめ細やかな対応をしたいと考えております。

「(4) 厚生労働省案」に移りますが、11月12日の雇用促進税制等PTにおきましては、関係省庁より具体案の提示がございましたけれども、厚生労働省案が先ほど述べました基本的な考え方に即するものであることから、今後は厚生労働省案を基に検討を進めることといたしました。

5ページ目はその厚生労働省案ですが、雇用促進税制につきましては一定以上雇用を増加させ、また、給与支払総額を増加させた企業に対し、税負担を軽減する措置を講ずるとの提

案がなされました。

育児支援に関しましては、次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣認定を受けた企業が、特別償却または割増償却をできる制度を創設するとの提案がなされました。

障害者雇用に関しては、現行の障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度につき、適用期限を延長するとともに、重度障害者の一層の雇用を図る観点から要件を緩和するとの提案がございました。

「5. 企業の環境関連投資・技術開発等を推進するための税制上の措置」に移らせていただきます。企業の環境関連投資・技術開発等を推進するための税制上の措置については、6 ページ目を御覧ください。

経済産業省からはエネルギー起源CO₂ 排出削減や、再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化を図るため、グリーン投資減税の要望が提出されております。具体的には産業、業務、運輸の部門ごとのCO₂ 削減目標に対応した対象設備を設定するとともに、再生可能エネルギー利用設備を対象とし、これらの設備を取得等した場合に特別償却できる制度を創設するとの要望内容となっております。今後この要望を基に検討をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。御質問、御意見等があれば、どなたからでもお伺いをいたします。

○内山総務大臣政務官

雇用促進税制の大枠のところなんですけれども、雇用を一定以上増やしたというところで、一定以上というのはどの程度にするのかということと、確認方法としても雇用保険の資格取得と書かれていますが、架空に資格取得届を出されるおそれも十分ありますから、この点はきちんと法定三帳簿という労働者名簿、出勤簿、賃金台帳という、この辺もしっかり捕捉するような形でやるべきだろうと提案をしたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。まだ検討の途中でございますが、例えば1人とかいうのではどうかかなというのと、数が余り多いと大企業しか使えないことになってしまいますから、今後そうした考え方を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

資格の要件等につきましては参考にさせていただいて、検討を進めたいと思っております。

○笹木文部科学副大臣

報道等で皆様も御承知のとおり、今は就職の内定率も非常に厳しい状態です。文科省としても学生の就職環境の改善のために、大学等の関係団体に就職支援の徹底を要請しています。来週22日には経済団体と大学関係者で雇用問題について意見交換を行います。是非この雇用促進税制の実現を、これは大学からの取組みだけでなく採用する側である企業への支援も必要ですから、実現をしていくべきだと思っております。

併せてなんです、これは具体的な策が今あるわけではないんですけれども、今後検討していくべきではないかと思っているんですが、要は大学から企業への就職解禁の問題です。

言われているとおり、余り落ち着いて勉強ができていないということが非常に問題になっております。是非この雇用に対する優遇策と併せて、例えばしっかりと就職について4年次の夏から実現する。今、文科省ではやりとりをしまして、今の2年生が卒業するときには是非その4年の夏からそういう方向にしていきたいと思っておりますが、そういうことをいち早くやった企業に対して、あるいは実現した企業に対して併せて何らかの優遇というものを考えることが、これは雇用の質にも関わるんです。是非そんなことも考えるべきではないかと思っております。大臣もかなりそれは企業側に回ってそういう要請をしております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

内容的なことではないんですけれども、位置づけの質問なんです。雇用促進税制にしても、グリーン投資減税にしても、財源を伴うというか減税ですから、本来ならば入ってくる税が減ってくるということなんだろうと思うんです。いろんな措置を講じる場合は、財源は自分で探して持ってこいと、税においてもペイ・アズ・ユー・ゴー原則みたいなことが多分あるだろうと思うんですけれども、財源の問題については2つの税制についてはどういうふうに位置づけておられるのかというのを教えていただければと思うんです。

○五十嵐財務副大臣

これは恒久的な措置ではないということになりますので、例外的に考えるのかなとは思いますがけれども、原則としてはペイ・アズ・ユー・ゴーというのは念頭に置いて、どこかで財源に見合うように、44兆円の新規国債の発行枠というのは国際公約になっていると言われております。71兆円の投資的な支出というのも枠ははめられておりますから、そうしたことを念頭に置いて、全体的に検討していかなければいけないとは思っております。

この税制についても画期的だと思っておりますので、つまり、支出措置でセーフティーネットはやる。これは分野というよりは成長企業による雇用創出を手助けするという新しい考え方を税の世界に持ち込むということでございますので、是非御理解をいただきたいし、またいいものにしていきたい。この御検討を引き続き税調の場でもお願いしたいと思っております。

○峰崎内閣官房参与

私もこのプロジェクトチームに参加しておりましたので、余りたくさんことは言わないんですけれども、これは租税特別措置に入るわけですね。そうすると、何年間とかと既に考えられておられるのかどうかということが1点。

もう一つ、実は昨日、あるシンポジウムで民主党の事業仕分けのところで、雇用関係の事業仕分けのことについて議論になりまして、これは労働法の専門家だったわけですが、言っているのは雇用の問題について、会社も助けていくというか、会社も支援していくということになっているんですが、いわゆる積極的労働力政策ということを考えるのであれば、それは個人のスキルをどういうふうにアップしていくかということがこれからの雇用政策の中で柱になっていかなければいけないのではないかと。

そういう意味で、公的職業訓練のスキルを上げようとするということについて無駄だとか、かなり厳しく民主党は考えているんですかと言われて、私もはたと困ったんですが、そういう意味で、今回は支持したいと思うんですが、今後は企業に対しての支援という形よりも、これから我々が政策的な支援をしていくのは一人ひとりの労働者の労働能力のスキルアップを支援していくというのが本来の筋ではないのかなと思っていましたものですから、今回はこれで3年間効果を試してみるということで、租特の透明化にもこれは該当してきますので、効果をよく検証したらいいと思いますが、基本的な方向としては余り企業の方を応援していくという、決して企業を軽視している意味ではなくて、企業に頑張ってもらいたいというのはあるんですが、最終的に雇用というのは働いている人のスキルアップにどうつなげていくかということがこれからの基本でなければいけないのではないかなという意味で、これから税制上の優遇措置を付けるに当たっても、そういう人的な方へシフトしていくということが重要なような気がするので、その点だけ1点補強させていただきます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。今回の措置は租税特別措置でございます。ですから、効果を測らなければいけませんので、一応の期限は付けさせていただくということになると思いますが、まだ決めたわけではないと思います。

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

この案を提出いたしました厚生労働省としましても、今、峰崎さんがおっしゃったことは、当然これからの大きなテーマだと考えています。ただ、今回は最初に五十嵐さんから御説明があったように、新成長戦略の中で今回こういう形の税制措置を考えるというプロジェクトの中だったものですから、その中では先ほど御説明があったように、雇いを維持するための助成というのではなくて、プラスに本当に雇用が創出できるものということで、今御説明いただいた3つのことを提案させていただき、特に、「くるみん」のマークを付けている育児支援の措置については、出産期の女性が7割仕事を辞めるところをちゃんとフォローできるような企業を応援することによって、きちんとその雇用を増加させることにつながるのか、それぞれのところにポイントを置いて、プラスにしている企業を税制で応援をするという枠の中で提案をさせていただきました。個人に対しての職業訓練というのは、政府としても大きなテーマだと思っていますので、是非またお知恵もいただきながら、それはそれだと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

どうぞ。

○末松内閣府副大臣

雇用促進税制、M字カーブの解消です。我々は女性の雇用促進ということで厚労省と一緒にやらせていただいているわけですが、今、不況の中で、例えばアルバイトとか、外

国人の給料が非常に安いがためにそちらを雇用してやっていこうというような企業もたくさん出てくるのかなど。私どもで外国人の定住政策もやっておりますので、200万人ぐらいの外国人がおられるわけですが、そういう外国人とは別に雇用といった場合は日本国籍に限るのか、それともそういった者も含めて現状やっていくのか。その辺については今後の検討だと思うんですが、念のためお聞きしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

それも含めて検討させていただくと思います。まだ決めているわけではございません。どうぞ。

○平岡総務副大臣

池田さんが質問するのかなと思っていて余り質問されないような雰囲気だったのでちょっと。先ほどのペイ・アズ・ユー・ゴーの話でいくと、法人税の税率引き下げの財源とこの政策減税がどちらの財源をとるのかという取り合いになってしまうのではないかなという気が危惧としてあったので、その辺はどういうふうにお考えなのかというのを池田さんに代わって質問しておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

全体としては、財源は確保しなければならない。特に減税政策については恒久的な財源を見つけなければならないという関係だと思います。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

アピールでございますけれども、どうもだんだん審議の時間が少なくなって、再三同じことを言って申し訳ありませんが、例のたばこの話で、700円以上は税が下がらないということ、資料を提示してここで議論していただくということを副大臣からもお約束いただいたんですが、どうも事務方のレベルでは時間がないという話も出ているようですが、どこかのところで是非、そんなにお時間はとりませんので、こういうデータもあるということ、税務当局としても決してマイナスになるのではないというデータがしっかりしたところから出ておりますので、時間をとっていただくように、再三で申し訳ありませんがアピールさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

各省からの税制改正要望にも入っておりますので、その辺を随時調整を経て、1次査定案、2次査定案に対する審議の場も御用意されておりますので、是非更に活発な御審議をお願いしたいと思います。いいですか。

それでは、明日、金曜日は税制調査会の予備日となっておりますが、来月のとりまとめに向けて時間も限られてきておりますので、会議を開催することとしたいと思います。明日は環境関連税制、地域主権改革と地方税制について審議を行います。

なお、記者会見は通例どおり、間もなくこの場所で行いますので、会見に参加されない方は速やかに退出を願います。

これにて散会といたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。